

千葉市動物の譲渡実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市動物の愛護及び管理に関する条例（平成3年千葉市条例第55号。以下「条例」という。）第11条及び千葉市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成4年千葉市規則第64号）第7条の規定により実施する動物の譲渡について必要な事項を定めるものとする。

(譲渡希望者)

第2条 条例第11条の規定に基づき、動物の飼養を希望し、同条に規定する動物の譲渡を受けようとする者（以下「譲渡希望者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 愛玩等の目的で終生飼養できること。
- (2) 動物保護指導センター（以下「センター」という。）が譲渡する動物の飼養について、家族等の同居者（以下「家族等」という。）全員の同意を得られること。
- (3) 60歳以下の成人であること。ただし、61歳以上の場合であっても、譲渡希望者と譲渡する動物の年齢や性格等を考慮した上で、動物を終生にわたり適正に飼養できると判断できる場合はこの限りではない。また、家族等全員が61歳以上の場合、譲渡希望者以外の家族等が未成年の場合、または、独居者の場合、飼養の継続が困難になった場合に、代わりに飼養する者が次に掲げるア、イのいずれかにより定められている場合も、この限りではない。
 - ア 60歳以下の成人に、譲渡する動物の飼養管理を引き継ぐ同意が得られていること。
 - イ 委託契約、信託等によって代わりに飼養管理を引き継ぐ者が定められていること。
- (4) 譲渡希望者が、センターに来所の上、譲渡にかかる手続き等ができること。
- (5) 動物を適正に飼養するための十分な費用を負担できること。
- (6) 集合住宅、賃貸住宅等に居住する者にあっては、当該住居において希望する動物の飼養が認められていること。
- (7) 譲渡後に動物を別表で定める頭数を超えて飼養していないこと。
- (8) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、千葉市動物の愛護及び管理に関する条例等の関係法令等を遵守しており、今後も遵守できること。
- (9) 譲渡時の誓約事項の内容を理解し、遵守できること。
- (10) センター等が開催する譲渡動物を適正に飼養管理するための講習会等を受けること。
- (11) 前各号を確認するため、必要とされる書類提出ができること。
- (12) 前各項のほか、動物の適正な飼養に関し所長が必要と認める要件

(譲渡対象動物)

第3条 譲渡の対象となる動物（以下「譲渡対象動物」という。）は、条例第12条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は同条第7項の規定により処分できる動物であって、所長が次に掲げる要件に適合していると判断したものとする。

ただし、要件に適合しない動物でも、譲渡希望者の飼養条件等を審査し、適正に飼養出来ると所長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 概ね出生後五十六日を経過し、かつ、離乳等を終えて、食餌、排泄等を自力で行なえるようになったもの。

(2) 健康状態に著しい異常が認められないもの。

(3) 人や他の動物への制御不能な攻撃性が認められないもの。

(4) その他、通常の飼養に関して適応が困難ではないと認められたもの。

2 譲渡対象動物の管理は、「動物管理・評価記録簿」及び「診療簿」により行うこと。

(譲渡対象動物の周知)

第4条 センターは、譲渡対象動物について、市ホームページ等へ掲載することにより周知する。

(譲渡の申込)

第5条 センターは、譲渡希望者が第2条に定める要件を満たしていることを確認するものとする。

2 前項により、第2条に定める要件を満たしていることを確認できた譲渡希望者（以下「譲渡対象者」という。）は、譲渡を希望する動物と対面することができる。

3 譲渡対象者は、譲渡対象動物と対面し、譲渡を申し込む場合、譲渡申込書（様式第1号）、譲渡状況確認及び誓約書（様式第2号）を提出するものとする。この際、センターは、譲渡対象者に対し、第2条の要件等について最終確認を行うものとする。

4 所長は、前項の申込みの内容等の審査のために譲渡対象者から必要な書面を徴すこと及び飼養状況等の調査を実施することができる。

5 所長は、前2項の申請内容等を審査の上、適当と認めた場合は、動物を譲渡することができる。

6 所長は、譲渡を認めた日から7日以内に、譲渡対象者が特段の理由なくセンターから譲り受けない場合は、譲渡の決定を取り消すことができる。

(譲渡方法)

第6条 所長が譲渡に必要と判断した場合、複数回、見学及びマッチング等を行わせることができる。

2 所長は、譲渡に際して、譲渡対象動物の情報及び適正な飼養その他必要事項について、説明するものとする。

3 所長は譲渡を行った場合、「動物管理システム」に譲渡年月日、譲渡を受けた者を記録する。

(試養制度)

第7条 所長は、譲渡対象動物が適切な環境で終生飼養されるよう、譲渡対象者が希望する場合、動物の性格や相性などを確認するために、最大2週間一時的に飼養する（以下「試養」という。）期間を設けることができる。

2 試養期間中の飼養管理、動物による危害等については、譲渡対象者が責任を持つものとする。

3 試養制度を希望する場合、譲渡対象者は、試養申込書兼誓約書（様式第3号）を提出するものとする。

4 試養期間中に、譲渡対象者から当該動物の継続飼養の意思が表示された場合は、別に規定する書類を渡し、継続飼養が困難な場合は、速やかにセンターに返還させるものとする。

(譲渡後の調査報告)

第8条 譲渡を受けた者は、譲渡を受けた日から6か月以内に、不妊手術を実施したことをセンターに報告するものとする。

2 所長は、必要に応じて譲渡後の飼養管理状況等の調査を行い、前項のほか、譲渡動物の飼養者から報告を求めることができる。

(動物の返還)

第9条 所長は、譲渡動物の飼養者が譲渡時の誓約事項を遵守することができないと認める場合、または、譲渡申請時に虚偽の申告をしていた場合は、動物の返還を求めるものとする。

(譲渡事業協力者への譲渡)

第10条 所長は、条例の趣旨を理解し、動物の適正な譲渡のための協力を申し出た団体及び個人を登録し、事業協力を得ることができる。

2 前項の協力を申し出た団体及び個人（以下「協力者」という。）が譲渡を受ける場合は、以下の手続きを行う。

- (1) 協力者は、譲渡を受けたい動物がある場合は、譲渡を受けたい旨をセンターにメール送信する。
- (2) 所長が前号について適當と認めた場合、協力者は、センターに来所し、譲渡を受けることとする。
- (3) 所長は、譲渡の際、協力者に譲渡する動物の情報及び適正な飼養その他必要事項について説明し、別に規定する書類を渡す。

(譲渡事業協力者から第3者への譲渡)

第11条 協力者は譲り受けた動物について、譲渡を希望する者に譲渡する場合、以下のとおりとする。

- (1) 譲渡は、第2条の要件を満たす者に譲渡するものとし、各協力者において、条件を加えることは差支えないものとする。
- (2) 協力者は、譲渡を受けた動物を新たな飼い主に譲渡する時は、必要事項を説明するものとする。
- (3) 前号により、協力者が報告する事項は、所長が別に定める。

(協力者の実績報告)

第12条 協力者は、各年度終了後60日以内に、各年度の事業協力の実施状況をセンターに報告するものとする。

2 前項に規定する報告事項は、所長が別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、動物の譲渡の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表

	頭数
犬	3頭（先住犬を含む）
猫	5頭（先住猫を含む）
犬猫の合計	5頭（先住犬及び先住猫を含む）

附 則

この要綱は、平成13年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。